

東村山市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和 3 年 8 月 27 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

東村山市総合計画審議会条例（昭和 49 年東村山市条例第 32 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 総合計画の策定及び推進に当たり、東村山市総合計画審議会が市長の報告事項に対し助言することができるよう所掌事項等について必要な改正を行うため、本案を提出するものである。

東村山市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

東村山市総合計画審議会条例（昭和49年東村山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げる。

第2条第1項中「の各号」を削り、「推せんする」を「推薦する」に改め、同条を第3条とする。

第1条中「市長の諮問に応じ、」を削り、「の総合計画」の次に「(以下「総合計画」という。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(所掌事項)

第2条 審議会は、総合計画に関する事項について、市長の諮問に応じて、調査審議し、及び答申する。

2 審議会は、総合計画の進捗状況その他の事項について市長から報告を受け、必要があると認めるときは、総合計画の策定及び推進について市長に助言することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東村山市総合計画審議会条例の一部を  
改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 \_\_\_\_\_改正箇所

新 条 例

(設置)

第1条 東村山市の総合計画(以下「総合計画」という。)に関する事項について調査審議するため、東村山市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、総合計画に関する事項について、市長の諮問に応じて、調査審議し、及び答申する。

2 審議会は、総合計画の進捗状況その他の事項について市長から報告を受け、必要があると認めるときは、総合計画の策定及び推進について市長に助言することができる。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者で、市長が委嘱する委員23人以内をもって組織する。

- (1) 市議会の推薦する市議会議員 4人以内
- (2) 教育委員会の推薦する教育委員 1人
- (3) 農業委員会の推薦する農業委員 1人
- (4)～(8) (略)

2 (略)

第4条～第8条 (略)

旧 条 例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、東村山市の総合計画に関する事項について調査審議するため、東村山市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる者で、市長が委嘱する委員23人以内をもって組織する。

- (1) 市議会の推せんする市議会議員 4人以内
- (2) 教育委員会の推せんする教育委員 1人
- (3) 農業委員会の推せんする農業委員 1人
- (4)～(8) (略)

2 (略)

第3条～第7条 (略)